



大阪社交新聞

厚生労働省認可団体所属組合
大阪府社交飲食業生活衛生同業組合

vol. 26
2021 WINTER

〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-5-1
TEL 06-6641-1636

立春は春の始まりと言われるように、冬枯れの木立にも若葉が芽吹き、春の到来を感じさせる時節となりました。

謹んで初春のお喜びを申し上げます。

さて、2020年は新型コロナウイルスという未知のウイルスに翻弄された一年でした。これまで経験したことのない緊急事態宣言や時短営業要請、不要不急の外出自粛要請などにより私たちの生活様式や経済活動も一変しました。

特に私たち組合員の店にとって営業時間短縮要請によるダメージは事業継続も危ぶまれるほど甚大なものになりました。皆さんのご心労はいかばかりか。私も飲食業を営む者として先々のことを考えた時に心配で眠れない夜もありました。

しかし、そのような耐え難い状況でも私たちは厚生労働省認可団体所属であることから感染拡大防止の活動に前向きに取り組んできました。皆さんは自らの店はもとより、同業他店に対しても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策である業種別ガイドラインの周知徹底を促し、感染症の拡大防止に指導的な役割を果たしていただきました。あらためて皆さんのが尽力に心より感謝申し上げます。

一般、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課より、新規感染者数の増加傾向が続いていることから再度ガ



大阪府社交飲食業生活衛生同業組合
理事長 福長 徳治

新年の御挨拶

新型コロナウイルス感染拡大予防にかかる各種ガイドライン

社交飲食業における
新型コロナウイルス
感染拡大予防ガイドラインは
こちらから



大阪府
感染拡大予防にかかる
業種別暫定ガイドラインは
こちらから



発行人

福長徳治／監修 織田高央／編集長 大草誠／発行・編集 大阪府社交飲食業生活衛生同業組合

元542-0073 大阪市中央区日本橋2-5-1 TEL 06-6641-1636

警戒!! 緊急事態宣言 3月7日まで! 大阪府レッドステージ(非常事態)の対応方針に基づく要請

府民への
呼びかけ

不要不急の外出・移動は自粛すること
特に、特措法※に基づき、20時以降の
不要不急の外出自粛を徹底すること
※「特措法」本誌4ページに掲載

施設への
要請

対象 大阪府全域の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店
期間 2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中
感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮を検討
営業時間を5時～20時に短縮要請 酒類提供は11時～19時

要請期間: 令和2年12月16日～令和3年1月13日

令和2年12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 (大阪市・府共同)

対象 大阪市全域 / 酒類提供飲食店

支給額 1施設あたり156万円

※要請を遵守した期間が令和2年12/16～12/29のみの施設は1施設あたり76万円

※要請を遵守した期間が令和2年12/30～令和3年1/11のみの施設は1施設あたり72万円

※要請を遵守した期間が令和2年12/30～令和3年1/13のみの施設は1施設あたり80万円

締切
迫る!
お急ぎください!

申請開始 令和3年1月14日(木)

申請締切 令和3年2月26日(金)

申請方法

大阪市行政
オンラインシステム申請

オンライン申請はこちらから
※郵送による申請も可能です。



申請書類ご希望の方は
下記サイトより印刷してご利用
いただけます。
組合事務局までお申し出ください。
但し、オンライン申請よりも
支給まで時間が掛かります。

申請用紙はこちらから



必要書類
「大阪市」
ホームページで確認

書類の確認はこちらから



要請期間: 令和3年1月14日～2月7日 大阪府営業時間短縮協力金

対象 大阪府全域 / 飲食店

要請内容 休業 or 時短営業 (午前5時から午後9時)
/ 酒類の提供は午前11時から午後7時

支給額 1施設あたり150万円

※要請を遵守した期間が1/18～2/7のみの施設は1施設あたり126万円 (要請遵守の開始日が1/15～1/17の間も含む)

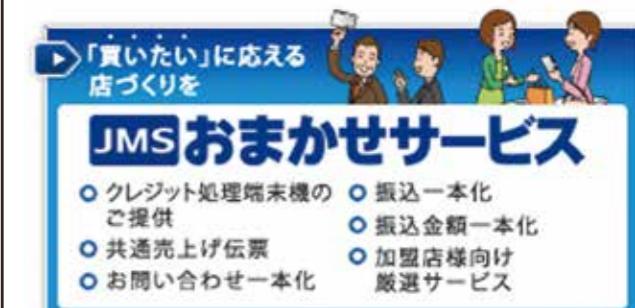
申請開始 令和3年2月8日(月)

※上記は2021年2月2日現在の情報です。最新情報はOSRのホームページをご覧ください。



JMS 株式会社ジェイエムエス

クレジットカードの決済代行ならジェイエムエスにおまかせ。



JMSなら1度のお手続きで
主要な国際ブランドのクレジットカード
すべてが利用可能に!

ご加入・お問い合わせはこちら TEL.06-6641-1636(組合事務局)

1月14日からの緊急事態宣言を踏まえ、要請を遵守した店舗に払われる協力金の概要です。
要請は2制度に分かれており、協力金は対象となるそれぞの制度に対して申請する必要があります。

特措法改正案の成立で、過料による行政罰の追加

新型インフル対策特措法改正で、国の「緊急事態宣言」およびその前段階の「まん延防止重点措置」が発令された場合、都道府県知事はその際の休業や営業時間短縮要請に応じないお店に対して要請から命令に移行、公表および立入検査や報酬徴収を行うことができ、命令に応じない事業者には罰則を科されることになりました。罰則は、緊急事態宣言発令中なら「30万円以下の過料」、緊急事態宣言の前段階で予防策を講じる「まん延防止等重点措置」の期間内であれば、「20万円以下の過料」となります。

他に、「感染症法改正」では、入院を拒否したり、入院先から逃げたりした感染者に対する「50万円以下の過料」、感染者が保健所の調査を拒否した場合の「30万円以下の過料」、「検疫法改正」では、入国者に対する原則14日間、自宅などの待機を要請し、要請に応じない場合は施設への「停留」が適用されるなどがあります。

企業を持続させるために感染拡大防止を優先、今は苦しいけれど正しい対応を!

新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、重症化経験者や自宅療養中の急変で急死された方のご家族等のお話が耳に入る機会が増加した今、多くの消費者の考え方や行動も変容しています。過料で済むならとて要請に応じない事業者にとって、その場売り上げが上がったとしても、消費者からの社会的信頼が持続できなくなること、何よりも、感染拡大の収束が先へ先へと延び、経営が厳しい中でも真面目に応じている同業仲間を苦しめることがあります。「消費税どんか?」と同じく、「もう閉店か?」「酒飲まんのか?」というお客様に正しく対応する勇気をもちましょう。

最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援業務改善助成金のお知らせ

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金・事業場内最低賃金の引上げを図るために制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等）の導入などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかる費用の一部が助成されます。令和2年度第3次補正予算が成立し、定額の20円コースが新設されました。

こちらのリーフレットをご確認下さい。

融資相談部／部長 増田 正成



誰でもわかる!! 生活衛生営業の税制

（公財）全国生活衛生営業指導センターが毎年発行される冊子「誰でもわかる!!生活衛生営業の税制」を参考に、税制についてわかりやすくまとめたものの中を連載をV.O.L.23～V.O.L.25までを休載しております。また、本号より再開させていただきます。今回は「消費税」について掲載します。

[消費税の仕組み]

消費税は、商品を買つたりサービスを受けたりしたときに、その対価を消費者が負担する間接税です。令和1年10月1日より、基本の消費税率は10%（消費税と地方消費税を合わせた税率）に引き上げられ、軽減税率制度により一定の商品・サービスには8%が適用されています。

[非課税取引等]

①土地の売買（借地権の設定等を含む）
②土地の賃貸借（賃貸借期間が1ヶ月未満の場合および駐車場等は除かれる）

※第1期目および第2期目は免税事業者ではありません

確定申告書作成コーナーはこちらから

確定申告書の提出方法は
こちらから

確定申告の期限は令和3年4月15日まで
新型コロナ感染予防のため、e-Tax（電子申告）もしくは、申告書作成コーナーで作成した申告書を印刷して郵送での申告をお勧めします。

注：e-Taxで送信する場合は、スマホからできますが、マイナンバーカードなどの電子証明書及びICカードリーダライタの準備が必要です。

確定申告書作成コーナーは
こちらから

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書手書き用紙
ダウンロード

日本政策金融公庫 国民生活事業（生活衛生資金貸付）主要利率一覧表

組合員様向け貸付は一般貸付と比べて有利な条件でご利用いただけます。

ご希望の方は各支部長もしくは事務局までご連絡下さい。

（令和3年2月1日現在 年利）

融資制度	お使いみち	融資額	返済期間	利率(注1)
一般貸付	設備資金	7,200万円以内	13年以内	基準利率 1.11～2.90%
組合員様	振興事業貸付 (注2)	1億5,000万円以内	18年以内	特別利率C 0.30～1.80%
	運転資金	5,700万円以内	5年以内	基準利率 1.11～2.41%
	設備資金運転資金	2,000万円以内	設備資金10年内 運転資金7年内	特別利率F 1.21%
新型コロナウイルス感染症 生活衛生資金貸付(注3)	設備資金運転資金	1,000万円以内	設備資金15年内 運転資金7年内	特別利率F 1.21% 融資後2年目まで -0.9%
新型コロナウイルス感染症 生活衛生資金貸付(注4)	設備資金運転資金	8,000万円以内	設備資金20年以上 運転資金7年内	災害対応率 1.26～1.55% 融資後2年目まで -0.9%

※振興事業貸付については、使用、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

(注1)貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

(注2)組合から、一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画書の確認を受けるとともに、

「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書の裏面「生産性向上による事業計画書」に必要事項が記載されて

いるものには、平成31年4月1日より貸付利率の下り幅を0.15%から0.30%に拡大されました。

(注3)振興事業貸付の種類には、振興事業に係る設備資金・運転資金の者、ネルギー設備資金、訪日外国人旅行者対応に必要な資金、福祉増強・防災環境・地域活性化・雇用安定資金、生活衛生新企育成資金等があり、其々に特別利率が適用されます。

(注4)生活衛生改善貸付には、所属の支部長および組合の推薦書が必要です。

(注5)新型コロナウイルス感染症生活衛生改善貸付および、新型コロナウイルス感染症特別貸付では、融資後3年目までの利息分が贈被され実質無利子となります。

店を選ぶ際、「料金」と「店の雰囲気」を重視

検討段階の情報源は
圧倒的に口コミ

利用しない主な理由は
「料金の不安」
「アルコール」
「入りにくさ」

お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか？

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店の経営者の方は、JASRACへ著作権のお手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問い合わせください。著作権手続きについては、ホームページでもご案内しています。
<http://www.jasrac.or.jp>

〒541-0042 大阪市中央区今橋3-3-13 ニッセイ淀屋橋イースト3F

日本音楽著作権協会 大阪支部

[免稅事業者]

前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下で前事業年度の上半期（特定期間）の課税売上高または給与等の支払額が1,000万円以下の場合は、免税事業者となります。

※新設会社で資本金が1,000万円以上の場合は、設立

第1期目および第2期目は免税事業者ではありません

確定申告書作成コーナーはこちらから

確定申告書の提出方法は
こちらから

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書手書き用紙
ダウンロード

印紙代

支払利子、保証料、保険料

郵便切手

商品券・プリペイドカード等の代価

給与

住宅の賃貸借

支払手数料

登録料

税金

印紙代

融資相談部／部長 増田 正成

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書作成コーナーはこちらから

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書手書き用紙
ダウンロード

印紙代

支払手数料

登録料

税金

印紙代

登録料

税金

印紙代

融資相談部／部長 増田 正成

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書作成コーナーはこちらから

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書手書き用紙
ダウンロード

印紙代

支払手数料

登録料

税金

印紙代

登録料

税金

印紙代

融資相談部／部長 増田 正成

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書作成コーナーはこちらから

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書手書き用紙
ダウンロード

印紙代

支払手数料

登録料

税金

印紙代

登録料

税金

印紙代

融資相談部／部長 増田 正成

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書作成コーナーはこちらから

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書手書き用紙
ダウンロード

印紙代

支払手数料

登録料

税金

印紙代

登録料

税金

印紙代

融資相談部／部長 増田 正成

確定申告の主な留意点は
こちらから

確定申告書作成コーナーはこちら

